

1. 令和4年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和4年9月7日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第83号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第84号 令和3年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第85号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第86号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第87号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第88号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第89号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第90号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第91号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第92号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第93号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第94号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第95号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第96号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第97号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第98号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第99号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第100号 令和3年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程25 議案第101号 令和3年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程26 議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程27 議案第103号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について

- 日程28 議案第104号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程29 議案第105号 令和4年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第106号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第107号 令和4年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第108号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程33 議案第109号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程34 議案第110号 工事請負契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）
- 日程35 報告第5号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程36 報告第6号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程37 報告第7号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程38 報告第8号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程39 報告第9号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程40 報告第10号 令和3年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程41 報告第11号 放棄した債権の報告について
- 日程42 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程43 議報告第15号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程44 議報告第16号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三

17番 清水 敏 夫

18番 美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	教 育 次 長	長 尾 実
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	松 山 由 佳
議会事務局 議会総務課 主 事	荻 本 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和4年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたので、お願いいたします。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、換気のために議場の扉及び傍聴席側の窓を開放していますので、よろしくをお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人議員、14番 兼山悌孝議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る8月30日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月7日から9月30日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月7日から9月30日までの24日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶をいただきます。市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。令和4年第4回郡上市議会定例会を参集いたしましたと

ころ、議員各位には、御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、若干の報告をさせていただきます。

まず、1つ目ではありますが、去る7月10日日曜日に行われました第26回参議院議員通常選挙についてであります。我が国の将来が今後どのように方向づけられていくのかを左右する重要な選挙でありましたが、全国の投票率は52.05%にとどまり、前回の参議院選挙の48.8%を3.25ポイント上回ったものの、過去4番目に低い結果となりました。

郡上市においては、期日前投票をされた有権者が多かったこともあり、最終的には71.30%となり、県内21市の中では1番目、町村も含めた42市町村中でも4番目という高さでありました。このことは山積する国政上の重要課題に対する市民有権者の関心が高いことを示すものと推察されるところであります。

持続可能な郡上市づくりと同様、国・地方の様々な課題を自分事として捉え、主体的に参画をしていくよう、今後も若い世代への主権者教育をはじめ、選挙啓発等を適切に進めてまいりたいと存じます。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

6月定例会の御挨拶では、全国的に感染状況は改善方向であるというふうに申し上げたところでありますが、7月に入り感染者は急拡大し、これまでを上回る勢いの第7波として、警戒が呼びかけられたところであります。感染力が非常に強いオミクロン株B A. 5系統への置き換わりが進み、医療提供体制の維持・業務継続が脅かされる事態ともなりました。

岐阜県では、「岐阜県B A. 5対策強化宣言」が発出されるとともに、継続的な感染防止対策の徹底をはじめ、検査体制の強化及びワクチン接種の加速化が進められました。

郡上市においても3回目未接種の方への対応をはじめ、60歳以上や基礎疾患を有する方等を対象とする4回目の接種について、適宜取り組んでいるところであります。

市内の感染状況についてであります。7、8月の2か月間で2,656人の感染が確認をされました。これは市内での発生以来の累計4,188人の6割を優に超えるものであり、第7波の感染の甚大さが伺えるものであります。

人流が活発となる夏季に加え、郡上の踊り開催の影響なども心配しておりましたが、観光客の皆様への感染対策への御協力と市民の皆様の真摯な御取組により、市内の感染状況は、ここへ来て、僅かずつではありますが、次第に減少傾向にあると存じます。

岐阜県では、「B A. 5対策強化宣言」は、この対策期間が9月30日金曜日まで延長されたところであり、これからも郡上市としても油断することなく、市一丸となって、ウイズコロナ時代を乗り切ってまいりたいと存じます。

3つ目ではありますが、去る8月10日水曜日、東京2020オリンピックのトランポリン競技において5位入賞を果たされました宇山芽紅選手を郡上市にお迎えをいたしました。翌日11日木曜日には、郡上の子どもたちを対象に世界トップレベルの妙技の披露と体験教室の開催がかなったことによるものであります。

宇山選手のお母様が白鳥町の御出身であることから、幼少期にはよく郡上に遊びに来られていたとのこととあります。郡上に縁のある選手としてオリンピックでの活躍を応援しておりましたが、その後の活躍も目覚ましく、今年5月に開催された全日本年齢別選手権で見事優勝されるとともに、この11月にブルガリアで開催される世界トランポリン競技選手権大会の出場権を獲得されました。忙しく活躍される宇山選手ですが、市役所に来訪された際には、リラックスした様子で、オリンピック後に優勝の快挙や世界選手権に向けた抱負などをお話くださいました。また、その晩には市からプレゼントいたしました浴衣とげたで郡上おどりにもお越しくださいました。宇山選手の活躍は郡上の子どもたちにとっても大きな励みとなり、未来を拓く希望でもあります。今後ますますの御活躍を祈念し、市民の皆さんと共に応援してまいりたいと考えております。

4つ目、最後ではありますが、3年ぶりの開催となりました郡上の踊りについてであります。

白鳥おどりは去る8月27日土曜日、そして、郡上おどりは先週末の9月3日土曜日に、それぞれ踊り納めを迎えました。ウイズコロナ禍での取組として、日程内容を制限し、感染対策を講じながらの今夏の踊りであります。

また、先ほど申し上げましたとおり、コロナ第7波の強い警戒感の中での開催となりましたが、踊り客の皆様には感染対策に御協力いただき本当にありがたく存じます。

また、地元市民の皆様には、踊り開催への深い御理解と継続的な感染対策に尽力をいただきました。幸い踊り現場からの感染拡大の確認には至っておらず、来夏につながる手応えを感じているところであります。

残すところは、9月9日金曜日に行われる郡上おどりの「昔おどりの夕べ」と9月24日土曜日の白鳥おどりの「変装おどりコンクール」、そして翌25日日曜日の「白鳥の拝殿踊り」となりますが、本年の郡上の踊りのおおむねが無事に終了しましたことを皆様と共に喜びたいと思います。

大変な状況下においても、踊り期間を無事に支えていただいた郡上おどり保存会、白鳥おどり保存会をはじめとする関係団体、関係機関の皆さん、そして、踊り後の清掃作業に御協力をいただいたボランティアの皆様方と踊りに関わる全ての皆様に深く感謝申し上げます。

なお、付言いたしますと、郡上おどりの踊り納めの翌日の9月4日付、日曜日付でありましたが、去る全国紙の有名な短歌投稿欄に「五十年を異国に生きて子と孫と今日は郡上に踊りおるなり」、「五十年を異国に生きて子と孫と今日は郡上に踊りおるなり」という歌が掲載をされておりました。作者はオランダ在住のモーレンキャンプふゆこさんという方でございます。この方は、昭和18年東京

生まれで、戦時中は岐阜県に疎開し、戦後は愛知県一宮で育った方というふうに伺っておりますが、私は、この歌を詠み、今年踊りがリアルに開催できたこと、そして遠くオランダから子どもさんやお孫さんと一緒においでいただいて、この歌をお詠みになった作者のように、そうした方をはじめとして、国内外多くの方々に今年の郡上の踊りを楽しんで、喜んでいただけたことを本当によかったなとしみじみ感じているところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、概要を申し上げます。

今回提案をいたしました議案は全部で32件であり、人事案件が1件、条例の一部改正に関するものが2件、令和3年度決算認定関係が21件、令和4年度補正予算関係が5件、その他3件であります。

順次、御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第79号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員3人の任期が令和4年12月31日付をもって、31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第80号は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

育児等と仕事の両立支援に係る人事院規則の改正に鑑み、非常勤職員が取得する育児休業の要件の緩和と所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第81号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。

マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等での多機能端末を利用した住民票等の諸証明の交付に係る手数料について、所要の規定を整備するものであります。

議案第82号から議案第102号までは、令和3年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの21会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と原監査委員におかれましては、7月4日から8月12日までの間で、延べ12日間という大変な長い日数をかけ、膨大な帳票の確認など精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって厚く御礼を申し上げたいと存じます。

令和3年度決算に基づく一般会計等、通常普通会計と申しておりますが、この会計の実質公債費比率は11.8%となり、令和2年度の12.4%と比較して、0.6ポイントの改善となりました。これは比率を計算する際の分母となる標準財政規模等の増加に対し、分子を構成する元利償還金等が減少したことによるものであります。

また、市債残高ベースでの将来負担比率についても、令和3年度決算では72.1%となり、令和2年度の83.3%と比較して11.2ポイントの改善となりました。これは地方債の計画的な償還による

現在高の減少及び公営企業債等への繰入見込額が減少となり、一方で標準財政規模等が増加したことによるものでございます。

今後とも必要な事業の推進を図りつつ、財政の健全化に取り組み、将来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきまされども、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

議案第103号から議案第107号までは、令和4年度郡上市一般会計をはじめ、全部で5会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

歳出では、世界的な原油価格や物価高騰に伴い、庁舎及び市有施設の光熱費の高騰は甚大となり、庁舎管理経費をはじめとする18事業に合わせて1億190万2,000円、また、同様の理由により指定管理者制度導入施設、全部で52施設でございますが、これの指定管理料の臨時措置分として1億2,166万円を、郡上偕楽園の移転整備に係る基本設計及び現地測量に伴い、郡上偕楽園移転整備事業に1,514万1,000円、ICT技術を活用したスマート林業の導入支援に向けた森林資源デジタルデータの整備等で、事業名としては、森林環境譲与税、スマート林業推進事業でございますが、これに996万1,000円、今夏発生をいたしました豪雨災害に伴い、畦畔崩壊の復旧工事に係る現年補助災害復旧事業、農地農業用施設であります、に400万円、林道復旧工事等に係る単独災害復旧事業、林業用施設、及び現年補助災害復旧事業、林業用施設に合わせて4,180万円とそれぞれ増額補正しようとするものであります。

そして、ただいま申し上げました歳出に充てる財源としての歳入でございますが、これらの歳出に対する財源としましては、前年度繰越金3億234万5,000円、農地農業用施設及び林業用施設の災害復旧に係る分担金及び補助金が合わせて2,553万5,000円、災害復旧債が合わせて1,260万円、森づくり振興基金繰入金750万6,000円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳出歳入それぞれ増加減少要因等を総合いたしまして、3億7,348万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計でありますけれども、まず、国民健康保険特別会計では、令和3年度保険給付費等交付金等の確定に伴う精算により、岐阜県への償還金等2,161万9,000円の増額、また、同会計の直営診療施設勘定では、物価高騰に伴う光熱費等746万8,000円の増額、介護保険特別会計では、令和3年度介護給付費等の確定に伴う精算により、岐阜県等への償還金等4,816万円の増額、介護サービス事業特別会計では、物価高騰に伴う光熱費等292万2,000円の増額、郡上市下水道事業会計では、新規申込みによる浄化槽工事1,020万円の増額等、それぞれ歳出歳入について補正するようお願いするものであります。

議案第108号から議案第110号までは、郡上市過疎地域持続的発展計画の変更、財産の取得及び処

分の変更並びに工事請負契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関し5件の報告、令和3年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告、放棄した債権の報告並びに専決処分 of 報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明いたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和4年9月7日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） ありがとうございました。

◎議案第79号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

候補者は記載の3人の方で、上から順に、上野道子さん、横井美和子さん、池場利廣さんでございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条におきまして、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないこととされております。

本議案は、委員15名のうち3名の方の任期が令和4年12月31日をもって満了となるため、3名の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

議案の候補者は、3名ともに継続の方です。

上野さんにつきましては、平成13年7月に委員となられて、21年の経験がございます。また、横井さんは平成29年から約6年、池場さんは平成25年から約9年の御経験があり、共に長きにわたり御活躍をいただいております。

任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第79号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第80号及び議案第81号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程4、議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程5、議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第80号の説明をいたします。

郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、育児休業等と仕事の両立支援に係る人事院規則の改正に鑑み、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、一部改正に伴います新旧対照表が8ページにわたりございますが、その次に資料を添付しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

改正理由は、今ほど申し上げたとおりでございますので、割愛をいたしまして、2番、改正の内容を御覧いただきたいと思います。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しましては、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置、これが明らかにされており、これに基づきまして、本年6月に人事院規則の改正が行われたところでございます。

私たち地方公務員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められており、今回の条例改正は人事院規則の一部改正に鑑みまして、非常勤職員の育児休業の取得環境の改善が行われるとなっております。

その内容につきまして、順を追って説明申し上げます。

まず初めに、第2条関係の改正でございますが、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和しようとするものでございます。

子の出生直後の時期の育児休業をより柔軟で取得しやすい仕組みとするよう、出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件のうち、任期等に係る要件を緩和いたします。

下にイメージ図を載せておりますので、説明と併せて御覧をいただきたいと思います。

現行では、非常勤職員の育児休業の取得要件の一つに、子が1歳6か月になる日までに任期が満了することが明らかなでないこと及び、引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかなでないこと、そういった任期に関する要件がございます。

子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得する場合にあっては、子が1歳6か月になる日までとする任用の期間に関する規定を、子の出生の日から57日目より6月を経過する日までにし、育児休業の取得要件となる任用の期間を短縮するものでございます。

おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

第2条の3及び第2条の4に係る改正でございますが、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業取得要件の柔軟化を図ろうとするものでございます。

初めに、第2条の3では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を「子が1歳6か月到達日」とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするよう改正を行います。

下のイメージ図の改正前を御覧ください。

要件の一つに、右側の吹き出しでございますが、「1歳到達日の翌日を育児休業の初日とする」ことがございますが、中段の改正後のイメージ図にありますように、「配偶者が1歳6か月までの子を養育するための育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とする」旨の規定を加えることで、これまでの仕組みに加えまして、夫婦交代での取得を可能

とします。さらに、特別の事情がある場合は、最下段のように、「1歳到達日に育児休業をしていない場合の取得」や「1歳到達日の翌日以外を育児休業の初日として取得が可能」とするなど、より柔軟に対応できる仕組みといたします。

なお、第2条の4では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を「子が2歳に達する日」とする要件について定めておりますが、こちらも第2条3と同様に改正を行うものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

第3条の改正となります。

現行では、育児休業の取得回数は、出生後57日間以内の育児休業とは別に、同一の子について、原則として1回としておりますが、育児休業の承認の請求の際、育児休業等計画書により任命権者に申し出て、子の育児休業の終了後、3月以上の期間を経過すれば、再度の育児休業を取得することができます。

今般、育児休業法の改正によりまして、育児休業の取得体制の制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書の仕組みを削除するものでございます。

なお、下のイメージ図は、出生後57日間以前の育児休業2回、これとは別に原則2回まで取得可能とする育児休業法の改正の内容を示しておりますので、御覧いただければと思います。

このほか、法条文の改正に伴う条の移動や文言の読替え等、所要の改正を行うこととしております。

施行期日は令和4年10月1日で、改正前の条例の規定に基づき育児休業等計画書を提出した職員に対しては、改正条例の施行後も改正前の該当規定が適用されるとする経過措置を見ております。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で諸証明を取得する際の手数料を一定期間減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表の次に資料がございますので、そちらで御説明を申し上げます。

1番目の改正内容でございます。趣旨でございます。

6月議会の一般質問でも御答弁申し上げましたけれども、市では10月25日開始を目指しまして、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票等の写しを入手できるように準備を進めております。

今般の改正は、コンビニ交付に係る手数料を窓口交付に比べ一定期間減額することで、マイナンバーカードの付加価値を高め、カード利用を促進すること、また、感染症予防を目的に実施するものでございます。

また、ひいては、窓口業務の業務量の縮減を図ることも期待できると考えております。

文中の「多機能端末機」とは、下の米印に説明はございますけれども、コンビニなどに設置してある各種証明書等を発行する機能を有する機械で、住民票の写し等の証明書発行のほか、各種チケットの購入、デジカメ写真やプリントなどの機能を備えてございます。

この端末の画面指示に従い操作を行い、料金をこの端末に投入しますと住民票等の写しが入手できます。

2つ目の改正内容でございます。

各種証明書の発行に係る手数料は、本条例の別表第1に定められておりますけれども、コンビニ交付を行う証明書等に係る手数料については、規則で定める日から令和7年3月31日までの間に限り、下に表ございます、附則において別に定められるとするものでございます。

附則で定める日としてございます理由も、下に米印で書いてございますけれども、現在は10月25日開始で事務を進めておりますけれども、他の業務においてもコロナ禍で遅延している事例もございますので、予期せぬ業務遅延が生じた場合に対応できるように、実施日は「規則で定める日」と規定し、開始のめどが立った時点で規則を公布したいと考えております。

減額の期間は、コンビニ交付の利用促進とカード普及を目的としておりますので、期限を設けることとして、令和7年3月31日までの約2年半にしたいと考えております。

資料の上のほうに中ほど戻っていただきまして、減額の算出根拠でございます。

コンビニ交付の場合は、ございますように、117円の手数料がかかります。これを下回ることではいけませんし、また、他自治体の減額状況も考慮して、住民票等にあつては、現行300円、窓口が300円でございますが、200円に100円を減、戸籍にあつては、450円のところを300円に、150円を減額したいと考えております。考え方としましては、3分の1を減額するということであります。

資料の表の1番上が戸籍関係、下段が住民票等の関係でございます。改正案の欄に実際に頂戴する金額を書いてございます。

資料の裏面に、県内自治体の減額の例を記載しております。

表中、分かりづらいですが、減額とございまして、左側は住民票等ですし、右が戸籍証明でございまして、そちらのほうに他団体の減額の例が記載してございます。

住民票等によっては、50円または100円、戸籍にあつては、50円または減額なしとする自治体がございます。本市におきましては、コンビニ交付の利用拡大を目指して、戸籍関係については150円を減額したいと、他団体に比べ、多くしたいと考えてございます。

また、期限につきましても、長短の別はございますが、一定期間を区切る自治体がほとんどでございます。

なお、6月議会一般質問で答弁申し上げましたコンビニ交付の概要につきまして、後半に記載してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案の新旧対照表のほうを御覧いただきたいんですが、改正につきましては、期限を設けた取扱いであることから、附則に第3号を追加する方法としております。

手数料の額については、条例第2条の別表第1に規定されておりますが、追加する附則、後段、ちょっと上段になりますけれども、別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とするとの規定を追加し、その金額については、今ほど説明した戸籍関係は手数料150円のところを300円とする中の表形式で規定し、施行日は公布の日からとしてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第82号から議案第102号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程6、議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程26、議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、決算に係る21議案をまとめて読み上げさせていただきます。

議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和3年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定

について、議案第94号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和3年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第101号 令和3年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものとございます。

令和4年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

資料がついてございまして、令和3年度決算総括表というものを御覧ください。それぞれ会計の歳入歳出の決算額を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

上から順に、一般会計歳入決算額でございます。305億1,643万751円、歳出決算額289億2,726万3,163円。

下に参りまして、国民健康保険特別会計、歳入歳出の順で読み上げます。46億8,899万3,258円、45億4,245万1,249円。国保の直営診療施設勘定でございます。3億5,182万541円、3億1,740万1,273円。

介護保険特別会計、45億8,234万5,426円、44億3,909万4,972円。

介護サービス事業特別会計、7億3,662万8,706円、7億138万5,899円。

駐車場事業特別会計、593万7,829円、593万7,829円。

宅地開発特別会計、684万8,121円、同額でございます。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、4,338万3,087円、1,687万6,304円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、87万6,250円、歳出は同額です。

後期高齢者医療特別会計、6億2,427万283円、6億1,773万6,455円。

小水力発電事業特別会計、5,114万6,057円、同額でございます。

大和財産区特別会計、5,264万8,279円、3,858万5,017円。

白鳥財産区特別会計、544万3,463円、342万9,795円。

おめくりいただきまして、牛道財産区特別会計、1,527万8,166円、508万1,907円。

石徹白財産区特別会計、2,728万1,900円、1,776万3,695円。

高鷲財産区特別会計、3,763万8,289円、2,034万2,469円。

下川財産区特別会計、451万8,169円、210万8,944円。

明宝財産区特別会計、3,088万7,259円、2,093万3,487円。

和良財産区特別会計、1,185万6,268円、417万426円。

一般会計と特別会計の合計額が、歳入で417億9,423万2,102円、歳出は397億3,943万3,312円でございます。

次に、事業会計です。水道事業会計の上段、収益的収支13億2,139万57円、12億3,825万3,594円。下段、資本的収支、8億4,745万8,000円、13億906万6,612円。

下水道事業会計の上段、収益的収支25億5,191万8,443円、24億5,823万7,279円。下段の資本的収支、6億9,059万8,189円、15億1,515万4,408円。

病院事業会計の収益的収支、40億3,358万4,054円、42億3,697万5,385円、下段、資本的収支です。8億3,892万2,000円、6億9,826万7,080円でございます。

以上、各会計の決算額を読み上げましたが、審査におきましては決算書のほか、事業施策の成果及び予算執行実績報告書や、資料などで御説明申し上げますので、それぞれ御確認いただきながら、審議を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ただいま、説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

大坪代表監査委員。

○代表監査委員（大坪博之） それでは、令和3年度決算審査報告を申し上げます。

市長から審査に付されました令和3年度の決算審査を実施し、審査意見書を提出させていただきましたので、概要を御報告させていただきます。

審査は、7月4日から8月12日までの12日間をかけて、原監査委員と二人で書類審査により実施いたしました。

審査の着眼点、審査方法は調書及び各書類や関係法令等に準拠して作成されているか、令和3年度の予算が適正に執行されているか、決算に示された数値に誤りがないか、事務事業の効果などについて担当部局の説明を聴取しながら、公正不偏の態度で実施いたしました。

その結果としましては、いずれも関係法令に沿って、適正に執行されていることを認めました。

それでは、各審査意見について順次、報告を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計について御説明しますので、郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の33ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和3年度の決算額は、一般会計、特別会計合わせて、歳入が417億9,423万2,102円で、前年度に比べ42億984万5,223円、9.2%の減、歳出が397億3,943万3,312円で、前年度に比べ45億917万

4,026円、10.2%の減で、歳入歳出ともに減少しました。

歳入歳出ともに、40億円超の大きな減額となっているが、これは令和2年度に新型コロナウイルス対策として実施された特別定額給付金給付事業の皆減が主な要因となっています。

決算収支は、歳入から歳出を差し引いた形式収支が20億5,479万8,790円の増収、形式収支から翌年度繰り越し財源を控除した実質収支も17億6,816万8,790円の黒字。実質収支から前年度実質収支を引いた単年度収支についても、1億7,686万6,936円の黒字となった。普通会計における財政指標では、財政力指数は前年度に比べ、0.001ポイント減少し、0.317となった。

経常収支比率は、前年度に比べ3.9ポイント減の80.9%となり、前年度に引き続き財政行動の弾力性が改善された。

財政運営の健全性を示す実質収支比率は、前年度に比べ0.3ポイント増の7.2%となっている。引き続き財政健全化に向けた努力を継続していただきたい。

地方債については、新規借入額は20億7,460万円で、前年度に比べ3億6,350万円、14.9%減となった。元金償還額は35億7,351万7,904円で、前年度に比べ9,156万2,623円、2.5%減となったが、新規借り入れの抑制により令和3年度末の地方債残高は298億1,302万2,278円と、前年度に比べ14億9,891万7,904円の減となった。今後も地方債の新規借入額を抑制しながら、償還に努め、地方債残高の減少に努めていただきたい。

基金については、財政調整基金が3億592万9,949円、18.2%増の19億5,042万5,933円、特定目的基金が9,748万1,421円、2.9%増の35億178万3,578円となり、基金全体の残高は72億9,621万1,226円と、前年度末残高より5億9,974万9,365円の増となった。引き続き国県補助金などの財源の確保に努められ、基金残高の安定を図っていただきたい。

市税は、法人市民税、たばこ税、入湯税など増となったが、固定資産税が新型コロナウイルス感染症による減免措置の影響で、1億5,584万3,370円の減となったことにより、市税全体では前年度より1億233万6,128円、2.0%減の49億404万4,516円となった。

税の収納状況は、市税の収納率が98.0%で、前年度に比べ3.8ポイントの増、国保税収納率が80.2%で、前年度に比べ0.4ポイントの増となっており、市税、国保税との収納率が向上している。

税以外の収入は、学校給食費、住宅使用料とも収入未済額が減となっており、学校給食費については児童手当から学校給食費に充てる申し出徴収の効果もあると思われる。税及びその他の収入ともに、現年度分の収納率が向上しており、関係職員の徴収努力の成果が表れている。現年度分の収納率の向上は、過年度未収額の抑制にもつながることから、引き続き未収額の縮減に向けて努力していただきたい。

債権管理室に徴収事務が移管された債権については、21件中8件が完納、残り13件については分納誓約や徴収停止などが行なわれ、着実に回収が進んでいる。今後も、各担当課との連携強化や効

果的・効率的な徴収方法を検討して、新たな債権の発生防止に努めるとともに、債務者の時効状況を把握しながら、適切な債権管理方法により債権回収に取り組んでいただきたい。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業による物件費の増、道路除雪経費の維持補償補修費の増、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業による扶助費の増、庁舎等整備事業、小学校統合整備事業による普通建設事業費が増となったほか、企業会計である下水道事業会計への繰出金で、投資及び出資金が増となった。

今後は、新型コロナウイルス対策や物価高騰による経常的支出の増大、学校統合事業による投資的事業へ大きな支出が見込まれることから、より有利な財源の確保に努め、事業の重要性・有用性についても十分検証され、必要な事業を推進していただきたい。

令和3年度も令和2年度に続く、コロナ禍の影響を受けた決算となったが、コロナ対策だけではなく、人口減少や少子高齢化、地域経済対策、デジタル化の推進など、多くの重要課題もあり、今後も多額の財政負担が続いていくことが見込まれるため、将来にわたって健全な財政運営が維持できるよう、新たな財源の確保や的確な予算編成、効率的な予算執行に努めていただきたい。

以上で、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とする。

それぞれ改善策等を検討していただき、今後も市民が安全で安心して暮らせる郡上市となるよう、御尽力いただきたい。

以上が、令和3年度郡上市一般会計、特別会計に関する審査意見であります。

次に、水道事業関係につきまして御説明いたしますので、令和3年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の10ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和3年度の郡上市水道事業の業務実績は、給水戸数はわずかに増加しているが、人口減少の影響により、給水人口及び年間給水量とも減少となっている。有収率は、前年度の82.1%から79.5%となり、2.6ポイント減少している。施設の老朽化に伴い、有収率の低下が懸念されるため、老朽管路等の更新や耐震化事業の計画的・継続的な推進が求められる。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は140円53銭で、前年度とほぼ同水準であったが、営業費用は279円8銭、109.9%となり、1立方メートルの水道水を供給するにあたり139円程度の給水損失となっている。これは、広大なエリアの給水を賄う郡上市水道は、必然的に施設数が多く、減価償却時の割合が大きいことが要因となっており、採算性の面では厳しい経営環境にあることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える103.7%となっている。

未処分利益剰余金は5,782万円で、昨年度より1,613万円、21.8%の減となったが、前年度に引き

続き黒字経営となっている。引き続き、経営努力に取り組まれたいと思います。

次に、流動化比率を見ると166.1%となり、前年度に比較して13.8ポイント低下している。これは、老朽管路等の更新、耐震化事業の完了が年度末であったため、精算払いが次年度となったことが主な要因である。年度内に精算までできるよう早期の事業完了に努められたい。

給水収益に係る集金の当年度分収納率が99.6%となり、前年度と同水準となっている。収納率は引き続き高い水準を維持しており、精力的な滞納整理がうかがえる。今後も、未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

簡易水道事業の統合により、市内1水道となって4年目の決算を迎えるが、本市は地形的に典型的な中山間地域にあって、水道事業が点在する多くの給水区域が延長約900キロメートルの水道管路を抱えており、また人口減少による料金収入の減少や、既存施設の老朽化、水源水質の悪化等ますます厳しい経営環境が予想される。

適正な料金への見直しについては、コロナ禍の影響により、先送りはやむを得ないと考えられるが、今後も経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されたいとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和3年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、下水道事業会計について御説明いたしますので、23ページをお開きください。

それでは、御説明申し上げます。

令和3年度の郡上市下水道事業の業務実績は、行政区域内人口3万9,375人に対して、水洗化人口は2万9,310人で、水洗化率は74.4%となっている。本市の下水道事業は、施設整備がおおむね完了しており、郡上市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等に大きく貢献している。整備した効果をより発揮するため、今後も継続的な下水道の接続促進に努められたい。

固定比率は、自己資本に対する固定資産の比率で167.8%となっており、望ましいとされる100%を大きく上回っている。しかし、下水道事業は、建設時の財源として企業債に依存する度合いが高いために、必然的に固定比率が高くなる業種であり、計画的な減価償却費の計上により、徐々に改善されることが見込まれる。

流動比率は28.6%となっており、100%を大幅に下回っている。短期的な支払い能力の面で懸念される数値となっているが、これは流動負債に下水道整備の際に借入れた企業債の次年度繰越金が入っていることが主な要因である。

企業債の償還については、一般会計繰入金等もある。償還財源が見込まれるため、短期的な支払い能力の面では支障がないと考えるが、長期的な視点で、今後の財務体質改善に努められたい。総収益と総費用と比較した総収支比率は、一般会計からの補助金で100%を超える103.38%となっており、本年度純利益では8,144万の計上となっている。また下水道使用料に係る未収金の当年度分

収納率は99.8%となっており、水道事業と同様に高い収納率を維持し、精力的な滞納整理がうかがえる。コロナ禍の影響も懸念されるが、今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

下水道事業は装置産業とも呼ばれ、多くの設備が必要とされる事業で、本市においては地形的に典型的な中山間地域にあるため、より多くの処理場と下水道管路等を維持しており、また人口減少による使用料収入の減少や既存施設の老朽化等、ますます厳しい経営環境となっている。下水道事業は企業会計としてスタートし2年目となるが、下水道統合整備事業など、今後も経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、持続可能な下水道サービスの提供に努められたい。

以上が、令和3年度郡上市下水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、病院事業会計について御説明いたしますので、40ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和3年度は、郡上市民病院は医業収益の減少や光熱水費に燃料費などの経費や、減価償却費が増加したことにより、前年度以上に厳しい状況となった。国保白鳥病院や在宅医療の強化により、入院、訪問介護数の増加したことや、新型コロナワクチン接種により、医業収益が大幅に増加したことによって、経営状況が改善された。

その結果、令和3年度の病院事業会計は総収益が39億9,894万6,000円、総費用は42億3,085万4,000円となり、総収益から総費用を差し引いた純利益は2億3,190万8,000円の赤字となったが、前年度の純利益と比較すると1,754万7,000円の増となっており、やや純利益が増加した。

業務実績については、外来は両病院とも患者数が増加し、前年度と比べ1,923人の増となった。入院は、郡上市民病院は療養病床を休所し、コロナ専用病床を設置したことにより、前年度と比べ9,897人減少し、国保白鳥病院は前年と比べ1,176人増加した。両病院を合わせると8,721人の減となった。コロナ禍収束の療養病床の再開と、今後の方向性について、今から検討を進め、利用者増に向けて取り組んでいただきたい。

設備整備については、郡上市民病院で遠隔画像診断システム、調剤支援システム、運転監視システム更新やボイラーの整備など5,936万9,349円、国保白鳥病院では、透析機器一式、電子カルテサーバーの更新や外来、病棟改装及び透析室移転工事など、1億7,502万4,671円の整備が行われた。

医療の充実を図るためには、医療機器の更新や最新技術を駆使した医療機器の導入、施設の改修、整備は必要であるが、経営状態を見ながら無理のない範囲で計画的に進められたい。

財務比率については、経営の健全性を示す経常収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較し、1.9ポイント減少し91.2%。国保白鳥病院は7.1ポイント増加し103.9%となり、国保白鳥病院の経営状況が改善してきている。

医業の収支状況を示す医業収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は2.7ポイント減少し83.0%、国保白鳥病院は10.6ポイント増加し87.6%となった。固定資産がどの程度、自己資本金で賄われているかを示す固定比率は、依然として高いままであるが、郡上市民病院は自己資本の割合が年々高くなっており、今後注視していく必要がある。

短期的な支払い能力を示す流動比率は、両病院とも理想比率である200%を下回っており、資金不足に陥らないような資金繰りや資金計画の見直しをしていただき、自己資本の比率を示す自己資本構成比率が50%以上が理想比率とされているが、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率を大きく下回っており、企業債の借入を抑え、自己資本の増加に向け取り組んでいただきたい。

未収金については、前年度に比べ8,722万8,136円増加している。これは国保白鳥病院における国の補助金が未収となったことが大きく影響しています。入院外来の窓口負担分も増加しているため、受益者負担の公平性の観点からも、新たな未収金の発生防止に取り組まれるとともに、過年度未収金の改修にも積極的に取り組んでいただきたい。

今年度は、新型コロナウイルス感染症による受診控えが前年度に比べ減少し、外来患者数が増加したことで、医業収益が改善されたが、病院経営を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くことが予測されることから、引き続き経営改善に努められるとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保等を図ることで、医療に対する安全性・信頼性の確保、医療水準の維持・向上を目指し、地域の中核的な医療機関として、その役割を果たされるよう期待する。

以上が、令和3年度病院事業会計に関する審査意見であります。

次に、財政健全化判断比率等に関する審査について、御説明いたします。

報告書10号に添付されております令和3年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見書の1ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので、良好な状態と認める。

実質公債費比率は、元金償還金の減少と普通交付税額及び緊急財政対策債発行可能額は、前年度と比べ0.6ポイント改善され、11.8%となった。

将来負担比率は、地方債現在過の減少や公益企業債等繰り入れ見込み額の減少等により、前年度に比べて11.2ポイント改善され、72.1%となった。

実質公債費比率と将来負担比率については、順調に改善しているが、実質公債費比率は今後10年程度高い比率で推移する見込みで、予断を許さない状況であるため、さらなる公債費負担の軽減を

図っていく必要がある。

今後は、新型コロナウイルス感染症の市財政への影響にも適切に対応しながら、引き続き交際費負担適正化計画に基づき、市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運営に努めていきたい。

以上が、令和3年度財政健全化判断比率に関する審査の意見であります。

最後に、資金不足比率に関する審査について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算書等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

全会計とも、資金不足比率は算出されなかったため数値として表れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。ただし、病院事業会計においては、新型コロナウイルス感染症による診療控えの影響などにより、資金不足が生じていることから、経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、令和3年度の決算審査の審査意見として御報告申し上げます。

○議長（田代はつ江） 詳細な報告をいただきありがとうございました。監査委員のお二人には長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、感謝申し上げますとともに、心から敬意を表したいと思えます。

今回指摘されました事項につきましては、今後の決算認定の審査におきまして十分考慮させていただきます。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第82号から議案第102号までの21議案につきましては、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第102号までの21議案は、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

なお、質疑につきましては決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託しました議案第82号から議案第102号までの21議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

また、地方自治法第98条に規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました議案第82号から議案第102号までの21議案については、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしました。また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限を、決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は11時10分を予定しておりますので、お願いいたします。

(午前10時56分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第103号から議案第107号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(田代はつ江) 日程27、議案第103号 令和4年度郡上市一般会計補正予算(第4号)についてから、日程31、議案第107号 令和4年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの5議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) それでは、読み上げさせていただきます。

議案第103号 令和4年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について、議案第104号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第105号 令和4年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第106号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第107号 令和4年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)について。上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

それでは、順に補正予算書を読み上げさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算書でございます。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,348万4,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ284億9,849万7,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正。変更でございます。左側でございます補助災害復旧事業につきまして、右側でございます補正後の欄ですが、限度額を1,260万円増額し、1億3,260万円に、総額を19億6,800万円とするものでございます。7、8月の豪雨災害による起債の増でございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,161万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,036万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,361万9,000円とするものでございます。

次に、介護保険特別会計の補正予算書をお願いいたします。1ページ目でございます。

令和4年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,799万4,000円とする。

次に、介護サービス事業特別会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,741万円とする。

最後でございます。下水道事業会計の補正予算書をお願いいたします。

第1条、令和4年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条の最終項にまいります。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入を右側にまいりまして、補正予定額でございますが、872万7,000円増額し、総額を8億6,288万6,000円とします。

4行下に降りまして、第1款の資本的支出を、中央にまいりまして、1,020万円増額し、15億8,097万6,000円とするものでございます。

第3条の企業債です。企業債野限度額を次のとおり補正する。下にまいりまして、起債の目的なんですが、道路改良事業の右側でございます、補正後の限度額を580万円増額し、1億3,410万円とします。合計を5億3,410万円とするものでございます。合併浄化槽の設置の増等によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第103号から議案第107号までの5議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第107号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第103号から議案第107号までの5議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月8日午後4時までに審査を終了するよう期限を切ることにはしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会に付託しました議案第103号から議案第107号までの5議案につきましては、9月8日午後4時までに審査を終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

◎議案第108号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程32、議案第108号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第108号をお願いをいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

過疎地域につきましては、昭和45年度以来、議員提案による10年間の時限立法といたしまして制定された過疎対策法の下で、各種の対策が講じられてまいりました。現在は、第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、その法律に基づいて過疎対策がなされているところでございます。

本市におきましても、昨年9月議会におきまして、同法に基づく郡上市過疎地域持続的発展計画をお認めいただき、八幡、美並、明宝、和良の4つの地域を対象とした過疎対策事業を進めているところでございますが、国におきまして、令和2年国勢調査の結果を反映した過疎要件の算定の結果、郡上市は全地域が過疎地域に該当するとして、本年4月1日の官報において公示されたことから、今般郡上市全域を対象とした内容とするよう同計画を変更するものでございます。

御承知のとおり、過疎地域の持続的発展のための事業を行う際に活用できる過疎対策事業債につきましては、充当率100%で、交付税措置が70%という非常に有利な起債でございます。ソフト事業を含め、広く活用できるということで可能な限りの事業を盛り込み、今回県との協議を経て、計画案を提出いたしましたところでございます。

それでは、主な変更点について、御説明を申し上げます。

お手元の計画書1ページを御覧ください。

第1章は基本的な事項として、市の概況や人口の動態等をまとめております。全部過疎指定に伴いまして、次の2ページ以降の説明書きでエリアが追加となった大和、白鳥、高鷲地域の概況等の記述を加えるとともに、以降に続きます人口等の基礎数値については令和2年国勢調査結果に基づく数値へと修正を行っております。

少し飛んでいただきまして、16ページを御覧いただきたいと思います。ここでは、地域の持続的発展のための基本方針を掲げております。基本方針については、変更を行わず、市総合計画や郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略と連携した小さな拠点とネットワークの観点による個性あふれる地域づくりを推進していくこととしております。

さらに2ページを飛んでいただきまして、18ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、施策区分ごとにそれぞれの計画を記載をしておりますが、第2章を例に変更の説明をさせていただきます。

第2章は移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する施策になります。過疎地域に関する現況と問題点、そして1番に掲げました移住・定住に関しては、19ページにはその対策。さらに次のページ、20ページでは、持続的発展のために必要な事業の計画を掲載をしておりますが、いずれも新たに過疎地域に該当した大和、白鳥、高鷲地域に関して記述を追加するとともに、必要な事業の追加を行っております。

以降の各章におきましても、同様の構成で計画書を作成をしておりますが、いずれも第2章と同様に財務活動に伴う北部3地域に関する分析や計画を加えるなどしております。

また、今回の変更に合わせて、一部既存事業の見直しや公共施設等総合管理計画の改定に合わせた修正も行っているところでございます。

追加を行いました事業につきましては、変更後の同計画に掲げる事業を一覧で表した資料を添付

をしておりますので、そちらにて説明をさせていただきます。資料を御覧をいただきたいと思ひます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。表中、薄く網掛けをしておりますが、これは変更した箇所を示しております。それでは、表の1番左側、施策区分ごとに主な変更点を申し上げますと、初めに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の施策では、移住定住につながる補助金等の支援や地域の人材育成及び確保を目的としたひと・まちづくり推進事業やワーケーション推進などを追加しております。

その下の産業の振興の施策では北部3地域にかかる中山間地域総合整備事業や観光施設整備事業等を追加するとともに、めくっていただきまして、3ページを御覧いただきたいと思いますが、3ページの上から9行目のところでございます。新たな取組といたしまして、キャッシュレス決済推進事業を追加をしております。さらに同じページの下のほうとなりますが、3ページの1番下のほうから10ページの中ほどまでございますけれども、交通施設の整備、交通手段の確保の施策となります。ここでは、市道の改良や橋梁の補修、農道や林道の整備、施設の整備などエリアが追加された北部の3地域の事業を追加するとともに、長良川鉄道の敷設整備に対する市負担も沿線地域を対象とするよう、拡大をしております。

10ページをお願いしたいと思いますが、10ページから12ページにかけてでございます。

今度は生活環境の整備の施策となりますが、上下水道施設や消防施設などの整備について北部の3地域の取組を追加するとともに、既存事業の事業費との見直しを行っております。

おめくりをいただきまして、12ページ中ほどを御覧をいただきたいと思ひます。

12ページ、中ほど。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の施策では、郡上偕楽園移転整備事業や学校統合に伴う大和放課後児童クラブ等整備事業などを追加をしております。

なお、大和地域の学校統合に関しましては、13ページ、1番上のほうでございますけれども、教育の振興において、やまと小学校統合整備事業などの事業を追加をいたしました。

これらのほか、その下の段でございますが、集落の整備の分野では、小さな拠点を形成する上で重要な課題となる担い手の育成につなげていく取組や地域の活性化、地域づくりに関する検討事業を加えておりますし、さらにその下、地域文化の振興等の分野では歌のまちづくり事業や白山文化という事業などを追加をしております。

最後になりますが、最終のページ、14ページを御覧をいただきたいと思ひます。

下から5行目のところに、事業費の総計を記載をしております。この5年間の合計で約287億5,500万円と変更前と約132億4,800万円と比べまして、約2.2倍の総事業費を予定をしているところでございます。

さらに、参考資料の最終ページには事業の期日を添付しておりますので、参考にしていただければと存じます。

なお、最初に申し上げましたとおり、計画案につきましては、県との協議を経て本議会に上程をさせていただいておりますけれども、御議決をいただければ総務大臣に提出をさせていただくという運びとなります。

以上でございますが、本議案につきまして議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第108号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第109号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程33、議案第109号 財産の取得及び処分の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第109号の説明をさせていただきます。

議案第109号 財産の取得及び処分の変更について。

令和4年7月1日議案第73号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額を変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

1、財産の取得及び処分の変更金額。増額463万8,500円。変更前、9,986万5,400円。変更後1億450万3,900円。

2、取得契約の相手方。岐阜市薮田南5丁目14番12号岐阜県シンクタンク庁舎内一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長平井克昭。

3、処分契約の相手方。郡上市明宝気良1467番地郡上せせらぎ牧場合同会社代表社員山田義正。

4、取得及び処分する財産の種類。①繁殖分娩牛舎②堆肥舎③ポンプ庫。

5、変更の理由。主要資材の価格の増によるものでございます。

1枚はねていただいたところに、資料1ということで資料をお付けしてございます。こちらの資料につきましては、前回6月議会でお付けしたものを今の金額等の変更で加えたというものでございまして、前回の資料とほぼ同じでございます。それで、この事業の一連の詳細のものとあとは一連の流れについて記載をしたものでございます。内容については、前回とほぼ変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

それで、この事業でございますが、国の補助事業であります畜産担い手育成総合整備事業を活用して実施しておるという事業でございます。それで、今回の増額分についての補助金でございますが、この令和4年度のこの郡上せせらぎ牧場の事業のほかには市営牧場の草地整備のほうの事業も実施予定でございました。こちらの事業を令和5年、6年度に先送りをしまして、その分をまきかえて補助金を付けるという格好で対応させていただくということで、対応したいと考えておりますのでお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第110号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程34、議案第110号 工事請負契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）を議題といたします。説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、議案第110号を御説明させていただきます。

工事請負契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）。

次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

1、契約の目的。大和統合小普通教室棟増築（建築）工事。

2、契約の方法。一般競争入札による。

3、契約金額。6億7,650万円。

4、契約の相手方。郡上市大和町剣1760番地。株式会社ヤマシタ工務店、代表取締役山下健一。

5、工事の場所。郡上市大和町剣1085番地1。

6、工事の概要。建築工事一式。

1枚おめくりいただけますでしょうか。今ほど説明させていただきました部分につきましては省略し、説明をさせていただきます。

工期でございますが、本契約締結の日より令和6年2月28日まででございます。2か年にわたる工事で債務負担行為より実施するものでございます。

工事の概要でございますが、建築工事普通教室棟。構造につきましては鉄筋コンクリート造、地上3階建てでございます。延床面積が2,284平米。教室、各階4教室、計12室。こちらにつきましては、各階に2学年ずつを配置し、全室南側フロアに配置するものでございます。多目的室、各階1室、計3室。児童玄関、トイレ、教材室等を整備させていただきます。

主要設備でございますが、内装木質化（床面、壁面）を中心に、令和5年度に県の補助金をいただきまして、実施をする予定でございます。

あと、エレベーター1基、給食や車椅子等に応じて利用をさせていただきます。男女洋式及び多機能トイレ、各階に整備します。手洗い場、スクールバス待合スペース等々でございます。

あと、解体工事として、既存の普通教室棟及び渡り廊下の解体工事などになります。

以下、次のページ等に配置図でありますとか平面図、こちらの平面図に少し小さな字で示しております本工事というのが今回の普通教室棟の工事でございます、別途工事というのが令和5年予定しております管理特別棟の大規模改修工事でございます。

あと、順番におめくりいただきまして、立面図、それからイメージ図等を添付させていただいております。

そして、最後のページになりますが、入札結果を添付しております。今回一般競争入札を実施しまして、2回目の入札においてもいずれの業者も予定価格を上回り、落札者がいなかったことから地方自治法の規定によりまして最低価格、入札者であります株式会社ヤマシタ工務店から聞き取り、説明等を行い、双方合意のもと随意契約へ移行し、見積もり、聴取、決定したものでございます。見積金額、税抜きで6億1,500万円で落札され、落札率99.4%でございました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第110号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第5号から報告第9号までについて（報告・質疑）

○議長（田代はつ江） 日程35、報告第5号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程39、報告第9号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） ただいま一括議題とされました5件の報告につきましては、地方自治法の規定により、市が50%以上の出捐または出資をしている法人からその経営状況を議会に報告するものでございます。

報告第5号からの資料として各かがみの後に、第三セクターの令和3年度決算報告書が添付をされておりますが、資料が多量のため、報告第9号の後にA4横の資料で令和3年度第三セクター経営状況報告資料というものが付けておりますので、この資料におきましては各第三セクターの決算内容を1つにまとめております。

この資料を報告のかがみを読み上げてから、決算状況につきましては、このA4横の添付資料で報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに、報告第5号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

A 4 横の資料の 1 ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況をまとめておりますが、この表の上段につきましては、第三セクターの名称、所在地、設立年月日、基本財産、そしてこの基本財産の欄には市からの出捐金額とその割合を記載をしております。そして、役職員の数、業務内容等を記載をしております。こちらにつきましては、お目通しをいただきたいというふうに思います。

本日説明させていただきますのは、上から 2 つ目の枠の財務状況を中心にさせていただきますと思います。この枠の左側は貸借対照表から、右側は損益計算書から各項目にある数値を記載したものでありまして、単位は1,000円であります。

まず、右の損益計算書の枠のほうから御説明申し上げます。項目 1 行目の当期における売上高または総収入でございますが、令和 3 年度は 3 億1,085 万円で、令和 2 年度比で103%の向上でありました。売上高につきましては、令和 2 年度とほぼ横ばいでありまして、令和 3 年度もやはり新型コロナウイルスの影響が大きく、春夏冬の 3 回にわたるまん延防止等重点措置や緊急事態宣言によって施設の臨時休業や時短営業が断続的に発生したことや、あとコロナによって 1 年を通して観光客の足が遠のいたことで令和 2 年度と同様に各施設の売り上げがコロナ禍前の令和元年度と比べ、軒並みに減少となったことによるものでございます。特に売店での売り上げ平均が大きくて、全体収益の減収額の66%を売店での売上減が占めているような状況でございました。

次に、4 行目の当期損益を見ていただきたいと思います。こちらは当期の純利益になります。令和 3 年度は742 万円の黒字決算であります。前年度と比べると大幅に今増額というふうになっておりますが、このことは大きく 3 つの理由がございます。

1 つ目は、正社員が年度早々に退職をし、その補充を行わなかったことによる給与等の支出の減ということ。

2 つ目には、令和 2 年度と比べて大規模な修繕が発生しなかったことにより、支出のほうを抑えられたということ。

3 つ目には、今までチームまちやによる空き家改修費の修繕費として当期の損益計算書へ計上しておりましたが、税務署の指摘で資産として貸借対照表に計上をし、減価償却することとなったことから、この当期の損益計算の中から外したことにあります支出の減という、この 3 つが主な理由で、黒字決算となったものでございます。

続いて、左側、貸借対照表からの項目を御覧いただきたいと思います。資産合計は令和 3 年度が 2 億8,074 万4,000 円で、令和 2 年度比で99%の補助費用でございました。このことは売り上げ減少に伴いまして、現金預金の国の流動資産を運転資金とし、取り崩したところではございますが、今ほど申しあげました空き家改修費を補填したとして新たに計上したことにより、ほぼ同額を推移したものでございます。

4行下の資本合計マイナス、資本金の項目でございます。こちらは繰越利益剰余金になります。令和3年度は1億5,458万円で、2年度対比で105%の状況であります。このことは資産合計額がほぼ横ばいで推移したのに対しまして、有利子負債の返還によることが主な要因であります。

産業振興公社としましては、今後におきまして、アフターコロナを見据え、特に博覧館への集客に力を入れて、当面はインバウンドから国内旅行者をターゲットとした商品造成等を積極的に行っていきたいということを議論しております。

続きまして、報告第6号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

資料の2ページ目を御覧をいただきたいと思います。財務状況でございますが、まず右の損益計算書でございます。1番上の当期における売上高、または総収益であります。令和3年度は4億5,913万8,000円で、令和2年度比で107%の状況でございました。

4行目の当期損益につきましては、令和3年度は4,891万7,000円のマイナス決算であり、令和2年度より1億1,340万円余りマイナスが増えた状況でございます。売上高が伸びたにも関わらず、当期損益のマイナス分が増加したというその要因でございますが、昨年の秋ごろから徐々に高騰し始めました燃料費、特に温泉で多量に使用します軽重油とか電気料、原材料費などの値上げの影響が非常に大きくて、光熱水費が対前年で128%、仕入高が117%となったということ。それに伴います価格変化ということは急激には温泉やレストランで行うことはできないということでもあります。よって、物価高騰に売上高が追いついていない状況であったということによるものでございます。

次に、左の貸借対照表からの株主資本金の令和3年度の繰越利益剰余金が1億7,216万9,000円のマイナスで、令和2年度から4,890万円余りマイナスが増えた状態でございます。このことはコロナ禍での運転資金確保のために現金預金の流動資産を取り崩し、資産合計が目減りしたということとともに、2,000万円の短期借入による負債が増えたということによるものでございます。

大和開発といたしましては、未だコロナの終息が見えない状況ではございますが、今年度に入ってから人の流れが戻りつつある中で、施設ごとに誘客促進に向けた戦略を検討されておきまして、8月現在まででは施設全体の売上高はコロナ禍前の水準に戻ってきているというようなことと認識しております。

ただし、依然として物価高騰の影響は続いておきまして、純利益のほうはなかなか見込めないということで固定費削減に最大限の取組を行っていくということとしております。

続きまして、報告第7号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があつ

たので、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。財務状況の右のほうでございますが、当期における売上高、または総収入であります。令和3年度は3,636万6,000円で、2年度比で165%の状況でありました。

4行目の当期損益についての令和3年度は2,395万円の黒字決算でありまして、2年度よりも1,290万円余り大幅な利益増という状況であります。このことにつきましては、宿泊施設カルヴィラの始動について、令和3年度、昨年度は年間を通じて施設運営ができたことによって、宿泊客が令和2年度の6.6倍、収益も560万円余り増収ということと、また除雪作業収入が令和2年度と比べて540万円余り増えている。この2点が大きな要因でございます。

次に、左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の令和3年度の繰越利益剰余金であります。こちらは2,130万2,000円の黒字でありまして、2年度と比べると大幅には改善はされている状況です。このことを宿泊と除雪作業の収入増に伴う現金預金などの流動資産の増によるものであります。伊野原の郷としましては、このような流動的な除雪作業の収入に依存することなく、安定的に宿泊を確保するために今後は合宿や教育旅行の誘致などを積極的に行っていきたいということをお聞きをしております。

続きまして、報告第8号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

資料の4ページ目を御覧いただきたいと思います。まず、右の損益計算書のほうからでございますが、当期における売上高であります。令和3年度は4,864万円で2年度比で82%の状況でございました。

4行目の当期損益についても、令和3年度は200万1,000円のマイナスで、令和2年度と比較して大幅に悪化しているような状況でございます。

このことにつきましては、度重なるまん延防止等重点措置や緊急事態宣言によりあゆパークへの体験イベントの中止等に伴う売り上げの減少、そして宿泊施設カルヴィラでの売り上げ減少、さらには光熱水費等の増に伴う一般管理費の支出の増加によることが主な要因でございます。

左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の令和3年度の繰越利益剰余金は2,598万3,000円のマイナスで、2年度と比べるとマイナス額は200万1,000円多くなっております。

このことにつきましては、運転資金の調達と各借入れの返済のため、流動資産の現金預金を多額に取り崩したことによる資産合計の目減りというものが大きな要因でございます。

阿弥陀ヶ滝観光といたしましては、まだコロナで厳しい状況ではございますが、誘客促進のために新たにテントサウナ事業やワーケーション事業、企業研修貸切りプランなどの実施を計画いたしまして、さらにはあゆパークでの体験活動というもののアップデートを積極的に行って集客と収益等に努めていきたいというようなことをお聞きをしておるところでございます。

最後に、報告第9号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出。郡上市長 日置敏明。

最後のページ、5ページ目を御覧頂きたいと思います。

当期における売上高でございますが、令和3年度は9,180万1,000円で2年度比101%の状況でありました。

4行目の当期損益については、令和3年度は320万7,000円のマイナスで、2年度から630万円余り悪化をしております。このことは、やはりコロナによるまん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令に伴う行動制限というものと高速道路料金休日割引の停止による利用者の減少による売上高が令和2年度と同様に伸び悩んだことに加えまして、昨年4月にリニューアルオープンをいたしましたみなみ館の減価償却費の支出が大幅に増加したことが主な要因でございます。

左の貸借対照表からの資本合計の資本金の令和3年度の繰越利益剰余金につきましては3,469万9,000円で令和2年度の90%の状況であります。このことは、リニューアルした施設改修の費用支払いのために流動資産の現金を取り崩したことによる資産合計の減少額と、この改修費用支払いによる未払い金負債の減少額との差異によるものでございます。

今後、ネーブルみなみとしましてはなかなかまだその景気というものが見えにくいということですが、今回リニューアルした施設の利点を最大限に利用して商品の提供とか品質、サービスレベルの向上に一層努めて今以上の誘客を図っていきたいということを伺っております。

以上、5つの第三セクターの決算状況を報告させていただきましたが、どの事業者の方におかれましても、今年度に入りまして行動制限のないゴールデンウィーク、また盆休みを迎えたということで、今のところ収益は順調に伸びているということを聞いております。

そして、これからの紅葉シーズンとかウィンターシーズンにさらに対応されております。

しかし、その一方で原油価格、物価高騰による経費等については懸念をされておられて、現状できる限りの対策を打っておられるというふうな状況であります。

報告は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、報告が終わりました。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） すみません、そうしましたら、ただいまから昼食のため、暫時休憩といたしますので、質疑は午後1時から再開の後をお願いしたいと思います。

それでは、昼食のため、暫時休憩といたします。再開は1時を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

（午前11時59分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（田代はつ江） 先ほどの可児商工観光部長の報告に対しての質疑がありますので、質疑のほうをよろしくお願ひします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。

午前中、私が手を上げなければ切りがついたのかなとちょっと後悔しておりますが、どのみち若干は伸びるかもしれませんがよろしくお願ひします。

御説明頂きました1ページ目といたしますか、最初の郡上八幡産業振興公社と、次の2つ目の説明頂きました郡上大和総合開発株式会社のどちらも職員のところをちょっと比較させていただきました。

内情がよく分からないところでこういう質問をするのはちょっと気が引けるんですが、きっと何か訳があるのかなと思ひながらも。職員数、八幡のほう、振興公社のほうは正職員14うち女性7、パート職員51うち女性が39というふうになっております。一方、同じ欄を郡上大和のほうを見ますと正職員数58うち女性が40、パートの職員数は17うち女性が15。この数字だけで比較すると、全く真逆の職員構成になっているんじゃないかと思ひます。

一般論として、できるだけ職員は正職員採用のほうが役場辺りの観点から好ましいというのが一般的な考え方だろうと思ひます。もちろん、中にはパートであることを望まれる方もありますので一概には言えませんが。

ただ、この場合ほぼ規模もよく似ておる2つのこの指定管理の団体がこれほどまでも職員の構成が全く逆になるというのは何かどんな訳があるのかと、こういう疑問であります。

もし分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、郡上八幡産業振興公社なんですけど、今回その独自事業がありますけど、市からの施設とし

て運営をしていただいていますのは3つの施設であります。郡上八幡城と城下町プラザ、それとサイクリングターミナルで、あとは郡上八幡駅と博覧館というものがございます。

大和につきましては、大きくは4施設になります。道の駅と温泉、大和のパーキングエリアとあとフィールドミュージアムになります。

その予算がここに上がってきておるといえるのか、決算が上がっているといえるようなことが言えるんですが、要は正職とその比、差という部分でいえば、まずこの会社自体といえるのか、このものが大きく意味合いが分かれるといえるのか、いうものでございます。

郡上八幡産業振興公社につきましては、一般財団法人になります。大和につきましては、株式会社ということになります。先ほど申し上げました施設と産業振興公社のほうに渡している施設、運営をしていただく施設の主なものというものは、いわゆる一般財団法人であるべきその営利を生まない施設を運営していただくということで、実際お城とか博覧館とかいう部分は使用料が主であります。あと、売店とかもございしますが、あと旧庁舎記念館はインフォメーション機能というものが主であります。

片や、営利法人として位置づけられています大和につきましては先ほど言いましたその4施設であつても必ずしも常駐をしなければ運営できていかなうような施設がほとんど、その4施設の中に11個の、10を超えていたと思いますけど、そういう売店であつたりレストランであつたりといえるものがあるわけでございますけど、そういう業態の違いといえることが一つあるのではないかと。

いわゆる8時間勤務をしていただかなければ回っていかないということと、いわゆる核の部分は正職員でやって繁忙期にこうアルバイトであるとかそのパートの中でマンパワーで行っていくといえるような、そういう財団法人と株式会社の違いといえる意味合いのことも一つあるのではないかといえるふうに思います。

ただ、正確なところはちょっと聞き取りをしないと分からないところではありますけど、そのようなことが一つ考えられるのではないかといえるふうに思います。

冒頭お話をさせていただいたように、産業振興公社につきまして1名ちょっと正職員が退職をされておりますのでその補充がされていないということもあつて、本来であればもう1名増えているといえるようなこともございますので、付け加えさせていただきます。

以上であります。

○9番（野田勝彦） 了解しました。

○議長（田代はつ江） ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保議員。

○10番（山川） 大和総合開発の会社についてお聞きしたいと思いますけれども。

このコロナ禍にあって、どうも会社も非常に厳しい経営をしておるというのはよく分かりまして。先ほど部長の説明を聴きますと大和総合開発は特に光熱水費、特に燃料代等が高騰している部分もよく理解をいたしました。

その中で、この経常利益の部門別の経費を見てみますと、特に総務部門、ホテル含むって書いてあるところですね。そこが、前々年2,200万円のマイナス、そして前年は今年の3月までですか、これは2,800万円の赤字ということになっております。

片や、人件費を見てみますと、前期、前々期と比べますと前期がもちろんコロナ禍でありながら昨年、前期もコロナ禍に見込まれる中役員報酬が約100万円ほど増えていることと、そして一般給与費が約1,000万円ぐらい増えておるということでございます。

ということは、私の想像するところで、このホテル部門とか何とかというところに人がどうしても張りつけなあかんというのとか、ホテル部門といいますと例えばレストランで前倒しの早い時間からの営業とか遅くまでの夕食をやるために休憩時間伸ばすとかそういった部分が絡んどるんじゃないかと思いますが、この辺りはそのむしろホテルの悪いところであるということも、約束事じゃないですけれども、やはりちょっとやらならんサービスというものを重く見るがためにこうした現状で働いていただいとるということに関しての指導とかは何がしか市からはされたんでしょうか。その辺りを聞きたいんですが。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） 大和道の駅のフェアフィールドとの連携という部分で、いわゆるホテル部門であったりそれ以外のところでいっても温泉部門の部分であったり、いわゆるフェアフィールドにはシャワールームがあるんですけど、実際にこの湯につかるものがないというようなところで、基本的にそのお客様対応できるような開館の時間というような部分の連携もされております。そういう部分で、従業員の方の労働がちょっと長引いたりとかいうようなことはあるかと思います。

その中で、それをもって郡上市のほうから改善とかということではなくて、今の段階ではよりよい連携をしながら情報をウィン・ウィンの形でなるようにお願いをしておるというところでございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保議員。

○10番（山川直保） この報告書の下段、この最終ページの15ページの下段になりますけれども、お分かりのように、やはりその総務部門、ホテル部門含む、の今期の経常利益が1,883万円ですか。ほかに比べまして、温泉は燃料838万円なんですけれども、やはりこれこのコロナという部分がやっぱり一番大変だったと思うんですけれども、本来ならばこれ相乗効果を狙ってのホテルの、お客様がこういうことであつたよ、施策というのがこれ真逆にできてしまっていて、やはりこの辺りを2年

も続く、3年も続くとなりますと、やっぱり指定管理料とかそういうものでも何とか助けてくれという形になってくるとい話も見えてきますので、その辺りも見通しながらいい方法を考えていた
だきたいということを思いますので、今年度はよろしくお願いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第5号から報告第9号までの報告を終わります。

◎報告第10号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程40、報告第10号 令和3年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第10号 令和3年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について監査員の意見書を付して次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

1番上の、初めに健全化判断比率ですが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、全会計ともに赤字ではありませんので記入はございません。

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。前年12.4%に対しまして0.6ポイント改善し、11.8%となりました。新規の借入を抑制し、起債の償還を進めることで計算式の分子であります元利償還金の減となったこと等によります。

次に、将来負担比率は地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、前年83.3%に対して11.2ポイント改善し、72.1%となりました。分子となる地方債残高の減等によるものでございます。

なお、実質公債費比率、将来負担比率ともに代表監査委員さんからも報告がございましたとおり、分母となる普通交付税と臨時財政対策債の増も起債減の要因となってございます。

参考に、表右側に早期健全化基準とありますのは、それぞれの指標が記載の数値を超えますと財政健全化計画の策定を求められるなど黄色信号の指標でございます。

2番目の資金不足比率は、各会計ともに資金不足は生じておりませんので、記入はございません。

これら全体的なことにつきましては、審査意見書が示されており、詳細な計算式の解説や数値の分析がなされておりますので、御覧頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第10号の報告を終わります。

◎報告第11号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程41、報告第11号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第11号 放棄した債権の報告について。

郡上市債権管理条例第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

本件は、令和3年1月から施行した郡上市債権管理条例に基づき、債務者の死亡等により徴収ができなくなった1件100万円以下の私債権を市長の権限において放棄したものについて、議会に報告させていただくものでございます。

今回放棄した債権は、上から順に市営住宅がお1人で1件、4万1,100円。放棄の理由は裏面に記載してございますけども、条例第14条第1項第3号、放棄事由第3号と書いてございますが、相続人不存在又は相続放棄に該当いたします。この事案は、債務者の死亡に伴う相続放棄であります。相続を放棄されますと、請求の相手方がいなくなりますので、債務を放棄せざるを得ないという状況になってございます。

2段目の学校給食費も同様の理由でお1人2万6,336円であります。

上水道料金は、第4号事由、破産免責等でこの事由は破産によるものであります。

同じく上水道の第7号事由は、生活保護受給によるもので受給後一定期間、具体的には3か年を経過した場合に放棄をさせていただいております。

医療費負担金はお2人、それぞれ1件ずつの計2件で、こちらは破産免責によるものでございます。

以上、合計で6人の6件、総額35万6,649円を令和4年1月31日付をもって放棄させていただき

ましたことを報告させていただきます。

なお、債権を適正に賦課し、これをきちんと納めていただきますことは、市民負担の公平性と財政の健全化確保には欠かせないことですので、引き続き、所管課における徴収を行い、また債権管理室との情報共有、場合によっては指導を行いながら納付率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第11号の報告を終わります。

◎報告第12号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程42、報告第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第12号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月7日提出、郡上市長日置敏明。

おめくり頂きますと、専決処分書がございます。

専決第1号でございます。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和4年7月の15日でございます。

1番目に、損害賠償による和解の内容を記載してございます。

令和4年4月28日午前9時48分頃、郡上市美並町白山地内の美並商工会館前駐車場内において、広報の配達業務に従事していた職員が1件目の配達を終え、駐車場から出るために公用車を一度後退させる際、後方確認を怠ったため、駐車枠内に停止していた相手車両と接触した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

2 番目、3 番目の損害賠償の相手方と損害賠償の額は記載のとおりでございます。

職員には、再発防止に努めるよう、強く指導をいたしております。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第12号の報告を終わります。

◎議報告第15号及び議報告第16号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程43、議報告第15号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程44、議報告第16号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果の報告が議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しを頂き、報告に代えます。

8月29日までに受理しました陳情につきましては、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 1時20分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝